

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年7月28日(2005.7.28)

【公開番号】特開2000-119476(P2000-119476A)

【公開日】平成12年4月25日(2000.4.25)

【出願番号】特願平10-315426

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 51/00

C 0 8 F 6/22

C 0 8 L 33/10

【F I】

C 0 8 L 51/00

C 0 8 F 6/22

C 0 8 L 33/10

【手続補正書】

【提出日】平成16年12月22日(2004.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

最外層が、(1)少なくとも1種のメタクリル酸エステル単位40～100重量%、これらと共重合可能な他の単量体単位0～60重量%からなり、単独で重合したときに25以上のガラス転移温度を有する硬質層であり、内層の少なくとも一つが、(2)少なくとも一種のアクリル酸エステル単位40～99.9重量%、これらと共重合可能な他の単量体単位0～60重量%、多官能性単量体単位0.1～5重量%からなり、単独で重合したときに25未満のガラス転移温度を有する軟質層であるアクリル系多層構造重合体(A)、およびメタクリル酸エステル系重合体(B)を、(A):(B)=100:0～50:50の重量比で含む乳化ラテックスを凝固剤を用いて凝固させて得られるアクリル系重合体凝固物であって、該凝固剤に由来する陽イオンの残留量が200ppm以下であるアクリル系重合体凝固物。

【請求項2】

メタクリル酸エステル系重合体が、メタクリル酸エステル80～100重量%およびそれと共重合可能なビニル系単量体20～0重量%からなるメタクリル酸エステル系重合体である請求項1記載のアクリル系重合体凝固物。

【請求項3】

凝固剤が硫酸マグネシウム、塩化カルシウムおよび硫酸アルミニウムからなる群から選ばれる1種である請求項1または2記載のアクリル系重合体凝固物。

【請求項4】

最外層が、(1)少なくとも1種のメタクリル酸エステル単位40～100重量%、これらと共重合可能な他の単量体単位0～60重量%からなり、単独で重合したときに25以上のガラス転移温度を有する硬質層であり、内層の少なくとも一つが、(2)少なくとも一種のアクリル酸エステル単位40～99.9重量%、これらと共重合可能な他の単量体単位0～60重量%、多官能性単量体単位0.1～5重量%からなり、単独で重合したときに25未満のガラス転移温度を有する軟質層であるアクリル系多層構造重合体(A)、およびメタクリル酸エステル系重合体(B)を、(A):(B)=100:0～5

0 : 5 0 の重量比で含む乳化ラテックスを製造し、この乳化ラテックスを凝固剤を用いて凝固させ、得られる凝固スラリーを凝固剤に由来する陽イオンの残留量が 2 0 0 p p m 以下となるまで洗浄することを特徴とするアクリル系重合体凝固物の製造方法。

【請求項 5】

メタクリル酸エステル系重合体が、メタクリル酸エステル 8 0 ~ 1 0 0 重量% およびそれと共重合可能なビニル系単量体 2 0 ~ 0 重量% からなるメタクリル酸エステル系重合体である請求項 4 記載のアクリル系重合体凝固物の製造方法。

【請求項 6】

凝固剤が硫酸マグネシウム、塩化カルシウムおよび硫酸アルミニウムからなる群から選ばれる 1 種である請求項 4 または 5 記載のアクリル系重合体凝固物の製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 4 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 4 8】

比較例 5

実施例 5 で得られた凝固スラリーを濾過し、凝固剤のカルシウムイオンが 3 6 0 p p m になるまで常温水洗浄を実施した。次いで、実施例 5 と同様にして塩化ビニル樹脂とブレンドした。この樹脂の着色の程度を目視判定した結果を表 2 に示す。